

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…一

○都市計画事業の認可……………(同)…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…四

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…五

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…六

○特定非営利活動法人の認定……………(同)…六

○都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)…六

雑報

○全国自治宝くじの発売……………(全国自治宝くじ事務協議会)…七

……………(全国自治宝くじ事務協議会)…七

○当せん金付証券の発売委託……………(同)…八

告示

●東京都告示第千四百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第七十八号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 中野区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第三・三・百十五号本町五丁目公園

三 事業施行期間 平成二十三年一月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第千四百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 杉並区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業杉並第二・二種類及び名称
・三十五号本天沼南公園

三 事業施行期間 平成二十六年八月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
杉並区本天沼二丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第千四百四十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十日

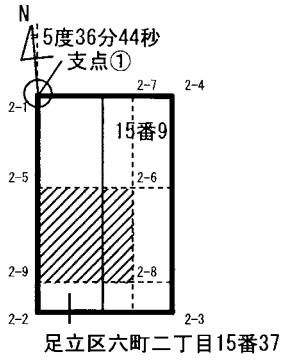
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区六町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

調査範囲①



調査範囲①

<支点①>

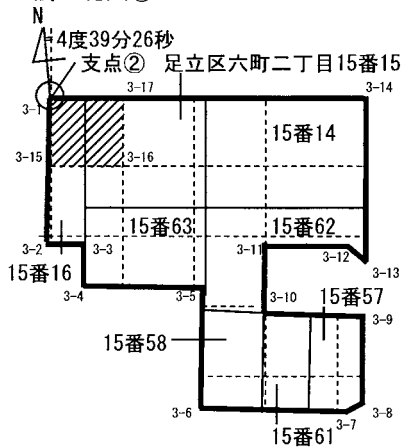
支点①は、足立区六町二丁目15番37の最北端(X:-24384.352、Y:-1036.005)とする。

<格子の回転角度> 5度36分44秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表		
測点名	X座標	Y座標
2-1	-24384.352	-1036.005
2-2	-24407.809	-1038.293
2-3	-24409.171	-1023.755
2-4	-24385.780	-1021.473
2-5	-24394.305	-1036.976
2-6	-24395.282	-1027.031
2-7	-24385.330	-1026.053
2-8	-24405.234	-1028.009
2-9	-24404.258	-1037.947

調査範囲②



調査範囲②

<支点②>

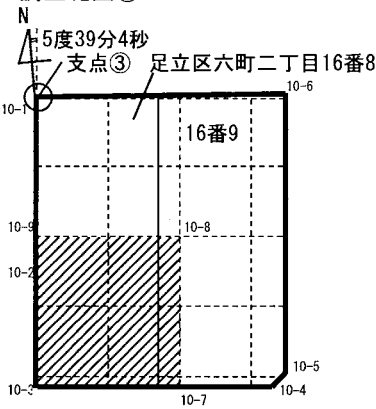
支点②は、足立区六町二丁目15番16の最北端(X:-24366.485、Y:-1004.543)とする。

<格子の回転角度> 4度39分26秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表		
測点名	X座標	Y座標
3-1	-24366.485	-1004.543
3-2	-24387.220	-1006.506
3-3	-24387.667	-1001.460
3-4	-24393.670	-1001.927
3-5	-24395.504	-985.263
3-6	-24412.703	-987.080
3-7	-24414.733	-965.974
3-8	-24413.507	-964.494
3-9	-24401.077	-963.318
3-10	-24399.717	-977.374
3-11	-24390.343	-976.470
3-12	-24391.418	-964.534
3-13	-24393.718	-962.612
3-14	-24370.079	-960.426
3-15	-24376.441	-1005.486
3-16	-24377.264	-955.388
3-17	-24367.297	-944.576

調査範囲③



調査範囲③

<支点③>

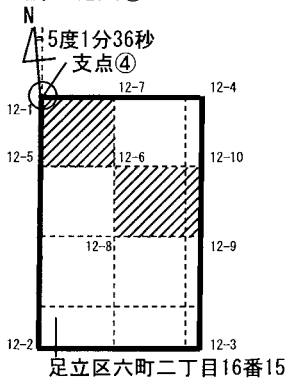
支点③は、足立区六町二丁目16番8の最北端(X:-24361.487、Y:-1088.892)とする。

<格子の回転角度> 5度39分4秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表		
測点名	X座標	Y座標
10-1	-24361.487	-1088.892
10-2	-24389.319	-1091.646
10-3	-24402.659	-1092.878
10-4	-24405.732	-1060.003
10-5	-24404.640	-1058.534
10-6	-24364.688	-1054.748
10-7	-24404.512	-1073.051
10-8	-24383.359	-1070.958
10-9	-24381.390	-1090.861

調査範囲④



調査範囲④

<支点④>

支点④は、足立区六町二丁目16番15の最北端(X:-24281.765、Y:-1092.707)とする。

<格子の回転角度> 5度1分36秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表		
測点名	X座標	Y座標
12-1	-24281.765	-1092.707
12-2	-24317.400	-1096.029
12-3	-24319.392	-1074.141
12-4	-24283.696	-1070.753
12-5	-24291.722	-1093.635
12-6	-24292.603	-1083.621
12-7	-24282.641	-1082.745
12-8	-24302.565	-1084.497
12-9	-24303.607	-1072.643
12-10	-24293.652	-1071.698

上記座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

<凡例> 敷地境界線 筆境界線
 単位区画境界線 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百三十三号

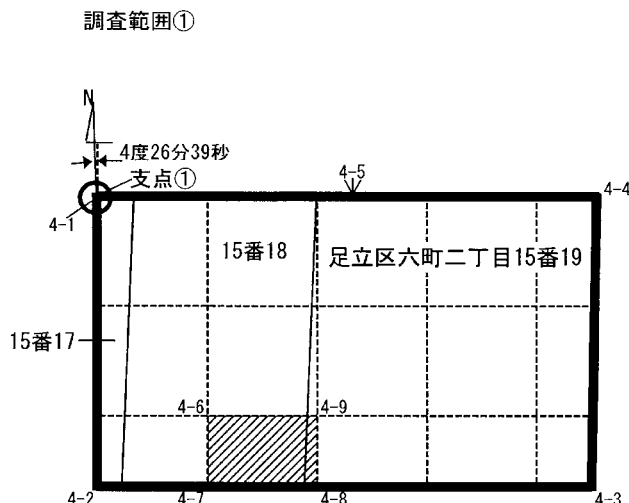
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十日

東京都知事 外 添 要 一

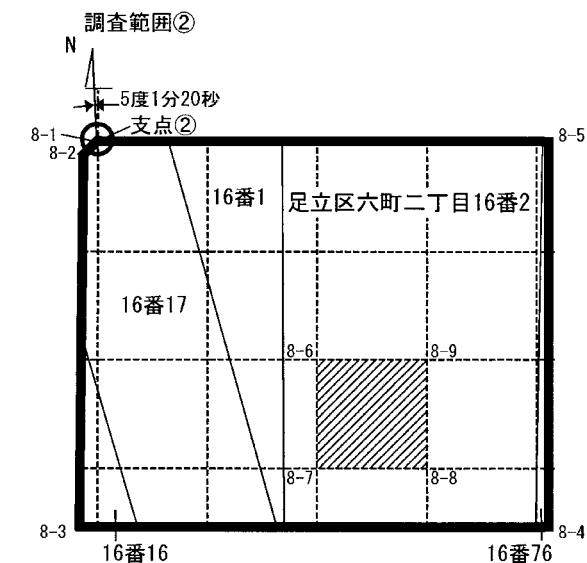
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



<調査範囲①>
 <支点①>
 支点①は、足立区六町二丁目15番17の最北端 (X:-24341.038, Y:-1002.359) とする。
 <格子の回転角度> 4度26分39秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表		
測点名	X座標	Y座標
4-1	-24341.038	-1002.359
4-2	-24366.485	-1004.543
4-3	-24370.079	-960.426
4-4	-24344.489	-957.956
4-5	-24342.871	-979.419
4-6	-24361.753	-993.939
4-7	-24367.314	-994.371
4-8	-24368.126	-984.404
4-9	-24362.528	-983.969



<調査範囲②>
 <支点②>
 支点②は、足立区六町二丁目16番17の最北端 (X:-24278.201, Y:-1133.263) とする。
 <格子の回転角度> 5度1分20秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表		
測点名	X座標	Y座標
8-1	-24278.201	-1133.263
8-2	-24279.490	-1134.802
8-3	-24313.575	-1138.062
8-4	-24317.400	-1096.029
8-5	-24281.765	-1092.707
8-6	-24299.875	-1115.091
8-7	-24309.837	-1115.966
8-8	-24310.712	-1106.004
8-9	-24300.750	-1105.129

上記座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

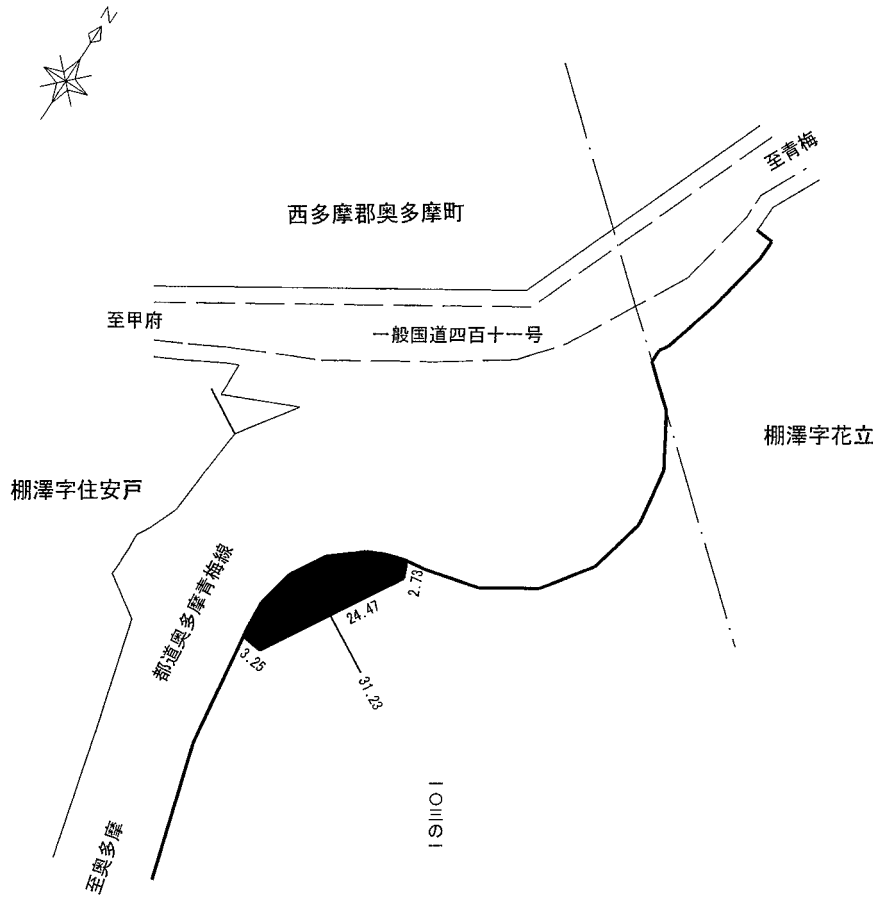
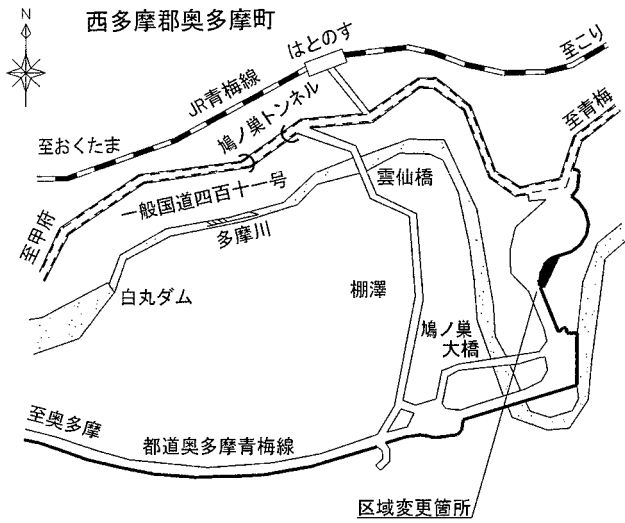
<凡例>
 敷地境界線
 単位区画境界線
 筆境界線
 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百四十四号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道奥多摩青梅線区域変更略図 西多摩郡奥多摩町棚澤字住安戸地内

一般国道
 都道
 町道
 編入区域
 延長 五二・〇三メートル
 面積 一七五・七七平方メートル



その関係図面は、平成二十六年八月二十日から起算して
 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す
 る。
 平成二十六年八月二十日

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 一 | 路線名 | 東京都知事 外 添 要 一 |
| 二 | 変更の区間 | 奥多摩町棚澤字住安戸百三番一地先 |
| 三 | 変更の概要 | 別図表示のとおり |

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和の郷
- 三 代表者の氏名
河瀬 翼
- 四 主たる事務所の所在地
東京都練馬区光が丘六丁目一番四一六一二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者自立支援法に基づく事業を通じて発達障害のハンディを持ちながら地域社会で、普通に暮らしたいとの願いを持つ知的障害者の子ども達が、自立した生活を営み一人歩きする力の糧になることを、目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人母屋おもや

三 代表者の氏名

佐藤 かつ枝

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市鎌水百五十番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法の理念に則り、最期まで人間の尊厳を失わず、誰もが安心して住み続けられる街づくりを根幹に据え、地域福祉の貢献に寄与する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アピリティクラブたすけあい狛江たすけあいワークスなかよし

三 代表者の氏名

荒井 智子

四 主たる事務所の所在地

東京都狛江市和泉本町一丁目六番十五号 エスポワール狛江一〇三号

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策

提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人POSSE

三 代表者の氏名

今野 晴貴

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区北沢四丁目十七番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、若者を中心に広く一般市民を対象として、労働相談の受付、セミナー開催や雑誌発行等を通じた労働情報の提供、雇用に関する調査研究・政策提言に関する事業を行い、社会の雇用環境や労働条件の改善に寄与することを目的とする。あわせて若者を対象とする生活総合相談窓口の運営、若者の生活支援に関する事業を行い、社会における貧困の是正、地域社会における協力の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大橋エリアマネジメント協議会

三 代表者の氏名

相良 市郎

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区大橋一丁目十番一―二三〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、当該地域住民に対して大橋一丁目公園(仮称)等を活用し、安全・安心で住み続けられる街づくりに関する事業を行い、広く一般来訪者を含めた地域コミュニティ形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人WOMEN・S

三 代表者の氏名

伊藤 ひろ美

四 主たる事務所の所在地

東京都多摩市諏訪一丁目二十一番地の五十九

五 定款に記載された目的

この法人は、既に芸術に関わっているキャリアの人達

のみならず広く一般市民を対象に、演劇、映像、美術、パフォーミング等の芸術活動に関する企画や制作等を通して、各種表現活動の楽しさや芸術に触れる喜びの機会を増やし、芸術により人間の個性の発掘、才能伸長の助成、促進支援等ための表現活動に係る人材の育成事業や芸術による情操教育、社会教育事業、そして、日本の代表的伝統美である着物を通して日本の美を広める事業や、外国との芸術による文化交流事業を実施していくものとする。また、これらの芸術活動を通して、多くの人々と交流する機会を共有し、芸術・文化の振興並びに芸術場面での雇用機会の創出や拡大、母と子の健全な関係、青少年の健全育成、地域まちづくりのための文化支援及び女性の活躍の場の拡大による、地位の向上等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

のみにならず広く一般市民を対象に、演劇、映像、美術、パフォーミング等の芸術活動に関する企画や制作等を通して、各種表現活動の楽しさや芸術に触れる喜びの機会を増やし、芸術により人間の個性の発掘、才能伸長の助成、促進支援等ための表現活動に係る人材の育成事業や芸術による情操教育、社会教育事業、そして、日本の代表的伝統美である着物を通して日本の美を広める事業や、外国との芸術による文化交流事業を実施していくものとする。また、これらの芸術活動を通して、多くの人々と交流する機会を共有し、芸術・文化の振興並びに芸術場面での雇用機会の創出や拡大、母と子の健全な関係、青少年の健全育成、地域まちづくりのための文化支援及び女性の活躍の場の拡大による、地位の向上等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

のみにならず広く一般市民を対象に、演劇、映像、美術、パフォーミング等の芸術活動に関する企画や制作等を通して、各種表現活動の楽しさや芸術に触れる喜びの機会を増やし、芸術により人間の個性の発掘、才能伸長の助成、促進支援等ための表現活動に係る人材の育成事業や芸術による情操教育、社会教育事業、そして、日本の代表的伝統美である着物を通して日本の美を広める事業や、外国との芸術による文化交流事業を実施していくものとする。また、これらの芸術活動を通して、多くの人々と交流する機会を共有し、芸術・文化の振興並びに芸術場面での雇用機会の創出や拡大、母と子の健全な関係、青少年の健全育成、地域まちづくりのための文化支援及び女性の活躍の場の拡大による、地位の向上等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

のみにならず広く一般市民を対象に、演劇、映像、美術、パフォーミング等の芸術活動に関する企画や制作等を通して、各種表現活動の楽しさや芸術に触れる喜びの機会を増やし、芸術により人間の個性の発掘、才能伸長の助成、促進支援等ための表現活動に係る人材の育成事業や芸術による情操教育、社会教育事業、そして、日本の代表的伝統美である着物を通して日本の美を広める事業や、外国との芸術による文化交流事業を実施していくものとする。また、これらの芸術活動を通して、多くの人々と交流する機会を共有し、芸術・文化の振興並びに芸術場面での雇用機会の創出や拡大、母と子の健全な関係、青少年の健全育成、地域まちづくりのための文化支援及び女性の活躍の場の拡大による、地位の向上等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

のみにならず広く一般市民を対象に、演劇、映像、美術、パフォーミング等の芸術活動に関する企画や制作等を通して、各種表現活動の楽しさや芸術に触れる喜びの機会を増やし、芸術により人間の個性の発掘、才能伸長の助成、促進支援等ための表現活動に係る人材の育成事業や芸術による情操教育、社会教育事業、そして、日本の代表的伝統美である着物を通して日本の美を広める事業や、外国との芸術による文化交流事業を実施していくものとする。また、これらの芸術活動を通して、多くの人々と交流する機会を共有し、芸術・文化の振興並びに芸術場面での雇用機会の創出や拡大、母と子の健全な関係、青少年の健全育成、地域まちづくりのための文化支援及び女性の活躍の場の拡大による、地位の向上等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

のみにならず広く一般市民を対象に、演劇、映像、美術、パフォーミング等の芸術活動に関する企画や制作等を通して、各種表現活動の楽しさや芸術に触れる喜びの機会を増やし、芸術により人間の個性の発掘、才能伸長の助成、促進支援等ための表現活動に係る人材の育成事業や芸術による情操教育、社会教育事業、そして、日本の代表的伝統美である着物を通して日本の美を広める事業や、外国との芸術による文化交流事業を実施していくものとする。また、これらの芸術活動を通して、多くの人々と交流する機会を共有し、芸術・文化の振興並びに芸術場面での雇用機会の創出や拡大、母と子の健全な関係、青少年の健全育成、地域まちづくりのための文化支援及び女性の活躍の場の拡大による、地位の向上等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

のみにならず広く一般市民を対象に、演劇、映像、美術、パフォーミング等の芸術活動に関する企画や制作等を通して、各種表現活動の楽しさや芸術に触れる喜びの機会を増やし、芸術により人間の個性の発掘、才能伸長の助成、促進支援等ための表現活動に係る人材の育成事業や芸術による情操教育、社会教育事業、そして、日本の代表的伝統美である着物を通して日本の美を広める事業や、外国との芸術による文化交流事業を実施していくものとする。また、これらの芸術活動を通して、多くの人々と交流する機会を共有し、芸術・文化の振興並びに芸術場面での雇用機会の創出や拡大、母と子の健全な関係、青少年の健全育成、地域まちづくりのための文化支援及び女性の活躍の場の拡大による、地位の向上等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウエルワークド・シヤンホウ

三 代表者の氏名

坂本 信江

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区日本堤一丁目十番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、障害者等に対する自立生活・就労・社会参加の促進のための支援に関する事業、地域住民の交流の推進に関する事業、地域における福祉活動の推進・拡充を目的としたボランティアの

育成及びその支援に関する事業を行い、障害者の社会参加の促進及び地域福祉の充実を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人アクト練馬たすけあいワーカーズ

エプロン

二 代表者の氏名

伊藤 裕重

三 主たる事務所の所在地

東京都練馬区石神井町八丁目五十三番二十四号

四 認定の有効期間

平成二十六年八月十二日から平成三十一年八月十一日

まで

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

雑 報	一 都市計画事業の種類及び名称	別表のとおり
	二 施行者の名称	東京都
	三 事務所の所在地	新宿区西新宿二丁目八番一号
	四 事業地の所在	別表のとおり
	別表	
	都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在 事業認可の告示 所管事務
	八王子都市計画道路事業三・五・五十三号台町五日市線	八王子市榑原町地内 平成二十六年七月二十五日 関東地方整備局告示第三百十七号

全国自治宝くじ事務協議会告示第三十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十六年八月二十日

一 名称	全国自治宝くじ事務協議会 会長 東京都知事 舛添 要一
二 受託銀行等の名称及び所在地	第六百六十八回全国自治宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	一億三千万枚 三百九十億円 (三十億円を二単位(二ユニット)として十三単位(十三ユニット)。 一枚三百円)
四 証券金額	開封式
五 証券型式	平成二十六年九月十九日から同年十月十日まで
六 発売期間	平成二十六年十月十七日
七 抽せん期日	平成二十六年十月二十二日
八 当せん金支払開始期日	
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	三億三千万円 一本
一等の後賞	三千万円 二本
一等の組違い賞	二十万円 九十九本
二等	十万円 十本
三等	五万円 二百本
四等	二万円 四万本
五等	一万円 四万本
六等	五百円 百万本
計	百四万二千二百十二本

備考
一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発券者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十六年八月二十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一

- | | | | |
|--|---|---|---|
| <p>一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料</p> | <p>一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 八 委託対象事務の範囲
 九 売りさばき及び当せん金支払手数料
 十 その他
 十一 受託申請期限
 十二 その他</p> | <p>第六百六十九回全国自治宝くじ
 千四百七十億円 四億九千万枚
 (三十億円を一単位(一ユニット)として四十
 九単位(四十九ユニット)。ただし、状況により
 ユニット単位で増減する場合があります。)
 一枚三百円
 平成二十六年十一月二十一日から同年十二月十
 九日まで
 発売額三十億円に対して十四億九千九百万
 円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売額三十億円に対して二億四百三十五万二千
 九十二円
 発売額三十億円に対して一億二千三百八十一万
 五千九百八十円
 平成二十六年九月三日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。</p> | <p>第六百七十回全国自治宝くじ
 五百七十億円 一億九千万枚
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十九
 単位(十九ユニット)。ただし、状況によりユニ
 ット単位で増減する場合があります。)
 一枚三百円
 平成二十六年十一月二十一日から同年十二月十
 九日まで
 発売額三十億円に対して十四億九千万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売額三十億円に対して二億二百六十八万三千</p> |
|--|---|---|---|

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

六百円
 発売額三十億円に対して一億二千四百一十一万六
 千六百八十四円
 平成二十六年九月三日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

発行所
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七號
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002

